

総務産業常任委員会記録

日 時 令和2年3月27日（金曜日）10時00分～11時22分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
ワザハバ 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田副議長

事務局 豊島事務局長、杉野係長

報 道 北海道新聞社、羽幌タイムス社

逢坂委員長（開会） 10:00～10:01

おはようございます。昨日に続きまして、ただいまから総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の案件でございますが、再生可能エネルギー発電設備についてでございます。近年当町においても風力発電を初め、太陽光発電設備などを設置されてきております状況から、これら全体を網羅するためのガイドライン制定の必要性が出てきたのかなというふうに考えております。その内容につきまして担当課がまとめてくれましたので、今日説明を受けまして、その後議事を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速担当課であります地域振興課のほうからよろしく申し上げます。

1 再生可能エネルギー発電設備について

担当課説明

説明員 地域振興課 清水課長、佐々木係長

清水課長 10:01～10:02

大変お忙しいところありがとうございます。12月に一般質問でご指摘をいただきまして、太陽光のガイドラインを検討しますというような町長の答弁ありました。それで、その後検討しまして、せっかくだから全部網羅できるようなものを策定したいなということで着手してまいりました。一応この4月1日に施行したいなということで進めております。

内容につきましては、担当の佐々木係長のほうから説明させていただきます。

佐々木係長 10:02～10:08

それでは、私のほうから資料に沿って説明をさせていただきます。

再生可能エネルギー発電設備についてということで、1のこれまでの経緯ということで、羽幌町における環境保全及び景観形成の観点から、事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的に、平成29年12月に羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドラインを制定しまして、これまで関係する事業主に対してガイドラインで定める基準等について遵守されるよう呼びかけてきました。このたび町内において太陽光発電設備が建設され、今後様々な再生可能エネルギー発電設備が建設される可能性がありますので、住民から心配する声もあることから、全ての再生可能エネルギー発電設備に対応できるガイドラインを制定しようとするものでございます。

これまでの経緯としまして簡単に上げさせていただきましたが、(1)、平成30年4月18日に総務産業常任委員会で小形風力発電設備の現状と対応についてということで建設状況等の説明をさせていただいております。

(2)、住宅周辺や海岸からの距離等の基準外での小形風車建設に関する対応としまして、認定事業者に対しまして文書による注意喚起を実施しております。こちらは、平成30年5月17日から令和元年12月18日までの間に個別で11件、11事業所に対して注意喚起をしております。平成30年6月13日には、4月30日現在の認定事業者18件に対しまして全て、基準を満たす、満たさないにかかわらず注意喚起文書を送付しております。

(3)、バードストライク発生に伴う情報提供ということで、今年の1月1日に発見されましたバードストライクに影響したと思われる風車を管理する事業所に対しまして、文書により情報提供と注意喚起をしております。

(4)、経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー課の係長が来庁しまして、町内の現状視察と今後の協力、連携体制につきまして協議と要請ということでしております。令和2年2月3日に役場のほうにて協議をしております、協議の後現地のほうを視察しております。そして、2月7日には経産省の北海道経済産業局により、その時点での全認定事業者に対しまして羽幌町に特化した注意喚起を電子メールにて配信いただいております。

(5)につきましては、町内の再生可能エネルギー施設設置状況ということで、後ほど資料で説明しますが、①の小形風車につきましては、これは昨年11月30日現在の数値ですけれども、設置数37基、うち工事中が5基、ガイドラインの策定前に16基建てられておまして、違反状態にあるものは12基、策定後には21基建てられておまして、違反状態のものは17基ということで、認定事業者数につきましてはその時点では29事業所で、全部で96件、96基分の申請が上がっている状況でございます。太陽光発電につきましては、設置数は1件ということで、認定事業者数は7事業所で、11件ということになっております。

資料のほうの説明をさせていただきたいと思いますが、A3横の資料1—1、羽幌町小形風車設置状況ということで、11月30日現在ですけれども、この図面の中にある①から⑩が完成した部分、未稼働を含むということで32基あります。青い丸がガイドラインの策定前に建てられたもので、赤い丸がガイドライン策定後、オレンジの丸が未完成ということで5基あります。白丸で囲った部分につきましてはガイドラインの規定をクリアしているということで8基ありまして、海岸線に黄色い帯があると思うのです。それが海岸からの300メートルの地点を示しております。右下の赤丸につきましては、風車の中心から300メートルの範囲を示しております。

次に、1—2の資料ですけれども、こちらは1月末の段階で資源エネルギー庁で公表されている認定事業者と発電設備の所在地ということでございまして、青いラインで示されているのがガイドライン前に建てられたもの、赤いものがガイドライン後に建てられたものということで、左側の緑の印がついているのはそのうちガイドラインの規定に沿って町のほうに届出が出ている設置場所です。そのところに緑色がついております。右側の真ん中辺ですけれども、薄く塗り潰している分が太陽光発電の認定事業者ということで、11件ございます。

説明資料に戻りまして、新ガイドラインについて説明をいたします。

清水課長 10:08~10:16

それでは、新ガイドラインの概要であります。本文では読みにくいと思いますので、資料2のほうで説明させていただきたいと思います。資料2、A4の横書きの2枚物、表裏2枚物になります。

まず、1の目的ですが、ガイドラインの第1項と附則になります。平成29年に制定しました小形風車のガイドラインの効力を新しいガイドラインに引き継ぎまして、来月4月1日から施行させていただき、現行の小形風車のガイドラインは廃止したいと考えているものであります。

2の対象設備、定義であります。ガイドラインの第2項と第3項になります。(1)の再生可能エネルギー発電設備といたしまして、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱及びその他の各発電設備ということで、これから新たに別の種類の発電設備を設置しようとするものでも対応できるように考えたところであります。なお、風力につきましては、アからウのとおり、現行の小形のほか、大形とマイクロも加える内容としております。(2)、発電設備等ではありますが、発電設備のほか、それに附帯する設備、発電事業の区域を区分する柵、塀等を含めまして発電設備等と定義させていただきたいと思っております。(3)、住宅等ではありますが、住宅のほか、商用店舗、事業所、常時無人の倉庫等は除きたいと思っております。それと学校等の文教施設、保健医療及び福祉施設等、これらを住宅等と定義づけたいと思っております。(4)、近隣住民等ではありますが、発電設備等による

影響を受ける区域の居住者及び利用者といたしまして、具体的にはその下のアからウのいずれかに該当する方を近隣住民とさせていただきたいと思えます。

めくっていただきまして、3の設置場所ではありますが、近隣住民等及び猛禽類に影響がなく、倒壊した場合におきましてもほかに被害が及ばない場所といたしまして、表形式で記載させていただきまして、上から、住宅等からの距離、この中でも住民から同意を得た場合の距離が次の行になりまして、これらは風力とバイオマスだけで規定させていただきたいと思えます。大形風力でいいますと、住民から同意を得た場合でも200メートル未満の場所には設置しないでくださいという内容になります。その次の行が猛禽類を保護する観点で、海岸からの距離になりますが、バードストライクを防ぐため、風力のみ規定しようとするものであります。一番下の道路からの距離ですが、地上と発電設備等の最高点との長さの等倍以上ということでありまして、これらの設置場所の規定は、基本的に現行の小形風力のガイドラインを引き継ぐ形で考えております。

4の設置基準ではありますが、近隣住民等、動植物等、文化財及び景観等に影響がないことといたしまして、上の枠に記載させていただきまして騒音につきましては環境基本法に基づく騒音に係る環境基準以下にするよう規定させていただきたいと思えます。次の低周波音、その次のページにも続きますが、環境省で出されました低周波音問題対応の手引書というものがございまして、その参考値を超えないものとして規定させていただきたいと思えます。次の日照、光害、悪臭、ばい煙、水質汚濁、電磁波、電波障害につきましては、動植物を含めまして近隣住民等の生活環境に影響を与えないよう、適切な措置を講じていただきたいと思えます。その下、災害につきましては、1つ目に発電設備を設置することにより土砂災害を誘発させるなどのおそれがないことといたしまして、特に土砂災害特別警戒区域、それと土石流危険渓流の想定氾濫区域及び流域での建設は慎んでいただくことと、もう一つは強風などで近隣住民等に設備等の一部が飛散するなど周辺環境に影響を与えないようにすることでありまして、最後に、文化財及び景観等につきましては、周囲の景観と調和するよう配慮させていただきたいということで、これらも基本的に小形風力のガイドラインを踏襲しているものであります。

次に、5、事業者の責務といたしまして、1つ目に発電事業の説明ではありますが、発電設備の設置等を計画した段階で近隣住民等に説明し、同意を得られないときは計画を見合わせるよう規定したいと考えております。最後、4ページ目になります。事業者の責務の2つ目、保守点検等の実施といたしまして、アからウのとおり、日常点検、定期点検、随時点検を実施するよう規定しようとするものであります。(3)、発電事業の終了ではありますが、事業が終了した際には関係法令を遵守し、速やかに撤去するとともに、撤去までの期間に第三者が近づかないようにすることを規定しようとするものであります。

6の実態調査、助言または指導等ではありますが、住民から安全性に欠けるなどの情報

を得たとき、または町で不適切な状態になるおそれがあると発見したときは、実態調査を行うことができるとするもので、実態調査の結果、不適切な状態と判断した場合は事業者等に対し、適切な措置を取るよう助言または指導することができることを規定しようとするものであります。

最後に、7、関係機関との連携であります。各問題点の内容に応じまして、資源エネルギー庁のほか、各関係機関などに必要な措置の要請をするなど、連携を図ることができることを規定したいと思っております。

以上、現行の小形風力発電のガイドラインを引き継ぎつつ、対象を全ての再生可能エネルギー発電設備に広げるといような考えで制定させていただき、運用していく中で不都合な面等を見直しながらい進めていきたいと考えているところであります。

なお、資料3、A3の資料になりますが、左側にガイドラインの本文、それと右側に説明を記載させていただいております。後で御覧いただきまして、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

佐々木係長 10:16～10:17

それでは、最初の資料の3番の策定スケジュールということですが、令和2年3月23日に庁舎内の法規審査委員会により審査をいただいております。3月27日、今回の総務産業常任委員会、3月中には策定をしたいというふうに考えておりました。4月1日に施行の予定でございます。

4の公表につきましては、新ガイドライン制定後、羽幌町ホームページにおいて掲載する予定でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

逢坂委員長 10:17

ありがとうございます。ただいま説明をしていただきました。この後皆様から質疑、答弁等を進めていきたいと思っております。発言につきましては、挙手にてお願いをしたいというふうに思います。

それでは、早速ですが、皆さん質疑等あれば。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:17～11:22

磯野副委員長 説明のあった施設設置状況という部分なのですが、ガイドライン策定前が16基で違反12基、策定後21基、違反17基、要するに8割の人たちが違反を承知で造っていると、そういう認識でいいですか。

佐々木係長 ガイドラインのほうを必ず確認してくださいということで、平成30年の春からかけて注意喚起していますので、分かっているながらも建てているという認識であります。

磯野副委員長 そうすると、ガイドラインつくっても結局事業者が守らなかったら町としては何ら罰則もなければ、注意しても、はい、分かりましたと言って違法なものを建ててしまうことも可能だということですか。

佐々木係長 ガイドラインですので、そういうことになってくると思います。

磯野副委員長 そうすると、結局守ってください、お願いしますね。だけれども、会社のほうで分かりましたけれども守りませんと言われたら、それっきりということ。そうすると、このガイドラインをつくる意味というのがよく分からないのですけれども、例えば国のほうでがっちりした法律があって、それに違反した場合には法律がありますよというのなら分かるのですけれども、町でつくって遵守してくださいというのであれば、あとはあくまでも土地の所有者と会社の相対の契約ですよって言われたら、それ以上町としては口出せない。

佐々木係長 実際に建ってしまうという部分については口は出せないというのが現状ですけれども、今経産省で、ここにも書いていますけれども、来られた際に、そういった場合があったときにどのような、町のガイドラインを遵守することに対して注意喚起をしてもらって、それで抑制するというようなことしか、今のところはそういったところに対処する方法としてはそういうことしかできない状況ではあります。

磯野副委員長 例えば経産省で何らかの許認可をするときに、既にもう違法だと分かっていたら、それは許認可しませんという形になるのでしょうかけれども、全てできて、その後で経産省のほうでどうですかという話しします。それだって別に罰則はその時点で、例えば面積だとか家までの距離だとかあってあるけれども、それだってそれに触れたところであくまでも個人の土地ということになる。例えば途中で経産省が来て、これは駄目ですよってストップかけれるのか、これは変ですよということで。ということ

はできないのですか。電力会社と売電契約をして建てて、個人の土地を売買、契約もちゃんと済んでいれば、町としてはもうそれ以上は何も言えないという。

佐々木係長 経産省の職員来られたときも、認定の段階で許可しない方法としては、町のほうで条例なりがあったときにはっきりそこで認定しないということができるとはすけれども、現状だとおっしゃるとおり、そういうことで強制はできないというようなことになります。

磯野副委員長 そうすると、何メートル以上離れているとかなんとかっていったって、建ててしまえば何ら、例えば200メートル以内、住宅からの距離とかっているいろいろとガイドラインではやっていますけれども、あくまでも遵守してくださいというだけで、仮に300メートル以内に住宅があろうとなかろうと、建てるほうは建ててしまえば、しつこいようすけれども、そういうことになるのですか。そこに家があろうとなかろうと、その土地の所有者と売買契約をして建てます。200メートルのところの家あったって、それはうちは建てますよって言ってしまったらどうしようもないわけ。

清水課長 磯野副委員長おっしゃっていることはよく分かるのですけれども、基本的にあくまで努力義務といいますか、拘束力というのはないので、12月に一般質問を受けまして、それで町長のほうからガイドライン検討するというような答弁させていただきました。その後も別件で町長室入ったりすることが何回かあるのですけれども、そのときにガイドラインどうなったという話ししていて、その都度、その都度、大体形できていますというような、このたび先々週かな、一応こういう形で制定したいですって持っていったところ、今後は条例の制定を考えると言われたものですから、まず今ガイドラインで走ってきたので、これは取りあえず4月から施行させていただきまして、様子見ながら、条例となるとなかなか改正がちょっと難しくなってくるので、様子見ながら直すところは直して万全の状態でも条例化に向けて進めたいなど。稚内市さんなんかもちよっと話聞くのですけれども、小形に限って条例化してしまったので、その後大形の規制ってできないとか、そういった弊害もいろいろ出てきて

いるみたいなので、その辺ちょっと様子見ながら条例化に向けて考えたいなというふうに思います。

磯野副委員長 ただし、条例を決めるのはいいけれども、例えば罰則規定とかというのはあくまでも法律がない限りは無理ですという認識でいいのですよね。条例を決めたところで、法律に罰則規定があれば法律を遵守すればいいのだらうけれども、それが無いということになると、あくまでもさっき言ったようにお願いするしかないという、たとえ条例になっても。

清水課長 まだちょっとそこまで勉強はしていないのですけれども、基本的に罰則というのは難しいのかなというふうには思います。要するに建てれるか建てれないか、その拘束力といいますか、そこら辺に制限がなくて。

船本委員 さっきちょっと聞き漏らしたのだけれども、現在の旧ガイドライン、あれはそのまま継続するということなのですか、それともそれはなくなって、新しくこれに全部網羅されているのですか。

佐々木係長 旧ガイドラインについては、資料の3の一番最後、旧ガイドラインは廃止しまして、旧ガイドラインの期間、29年12月20日から令和2年3月31日の間に建設された小形風力発電施設についても、本ガイドライン、新ガイドラインの規定を適用するというので附則としてつけさせていただいたので、これまで建てた部分についても新しいガイドラインの規定を適用したいというふうに考えています。

船本委員 さっき磯野委員からも質問されていましたがけれども、ガイドラインだけだったら罰則規定も何もできないし、ただお願いするということだけだと思うのです。ただ、稚内市のように住宅の近くに建てて、条例を即つくったと。先ほど課長が言ったように、小形なので、大形の部分は考えていない条例だというのであれば、条例であれば議会の議決が要りますから、条例改正をやればいいことだと私は思うのです。ただ、こうやって見ますと、資料の中で策定後は21基で違反が17基、これだけの違反起こしているのであれば、何らかの条例をつくるなり、何らかの手を打っていかなければ、今直接住民に影響はないのかもしれないけれども、

このままにしておけばいろんなことが起きて、後手後手での作業になるような気がする。ガイドラインというのは、本来は設置する前にきちっとつくって、いち早くそういうのを、国の関係もあるから、いろんな国からの情報が入ってきていると思うので、それに基づいて最初にガイドラインというのを本来はつくるべきだと思うのです。旧ガイドラインについてもつくっていたと。それから、今回も太陽光の設置も全部終わってしまったからガイドラインと、このガイドラインだと権限がないのだと。条例になれば私は違うような、罰則規定までできるかどうか分からぬけれども、ガイドラインとは違うのではないかなと思うのですが、さっき課長はまだそこまで調べていないと、それはそれでいいのですけれども、住民のために、住民が困るような、また羽幌町として困るようなことはきちっと、ちょっと時間かかっても、条例といたら我々つくるのと違って準則に基づいてプロがつくるのだから、何ぼもかからないでつくってしまうと思うのです。ほかのところでもってやっている。本州のほうだって結構あると思うし、だから条例なら条例でなぜやらなかったのかなと思うのですが、そこら辺ちょっと聞かせてください。

清水課長

先ほどの答弁の繰り返しになってしまうかもしれないのですが、まず町長の12月の時点の答弁でガイドライン考えるという答弁だったものですから、それで取りあえずその方向でずっとやっています、このたびこれでいきたいのですけれどもということで町長に上げたら、次は条例で考えていけということでしたので、それで考えていきたいなというふうに思っています。そして、あと違反、12基と17基、違反という部分あるのですが、基本的に業者によってといたしますか、業者によっても温度差がいろいろありまして、守ってくれる業者もあれば、難しい業者もあつたり、それでも住宅からの距離というのは基本的にみんな守っていただくのですけれども、海岸からの距離というのがなかなか、ほかのまちであまり規定していなくて、羽幌ぐらいだつて言われることが多いです。うちの場合海鳥保護とか、そういったのもあるので、そういった部分で海岸からの距離というのを軽視されるというか、そういった方向があります。どっちにしましても、もうこれだけ建ってしまったからの後からの後づけのガイドラインということ。その辺は認識はしていますけれども、今からでもというか、もう遅いという考えに

なるかもしれないですけども、頑張って何とか制限できるように条例化に向けて頑張りたいなというふうに思っております。

磯野副委員長 中身のこと、仮にそういう業者が来て、ガイドラインに沿って建てました。この中で例えば設置場所に関して、小形だと 300 メートル以上離れているとかということ建てました。これ例えば建てる人というのは、半径 300 メーター部分の土地というのを全部買うのですか、それとも建てる部分だけ買って、300 メーター以内に家がないという意味なのですか。

佐々木係長 建てる部分だけ買います。

磯野副委員長 そうすると、当然民地がまだあるわけですよ。そして、その中で住宅からの距離 300 メーター、確かにそのときは、建てる时候はないけれども、民地があるわけで、そこには家建てていいわけですよ。そうすると、そこに家を建てようとしたときに、こういうガイドラインを見たときに低周波音があります、日照、光害あります、悪臭あります、ばい煙ありますっていったときに、土地の価値が下がるのではないですか。建てようにもそこに風車があるわけで、必ずこういう公害ありますよとうたっているわけだから、そういう苦情というのがもし出てきたらどう対応するの。土地の価値下がるとかと言いますけれども、私絶対下がると思うのです。建てようにも建てれなくなるという、それはあとは個人的に民事訴訟でやってくださいという話なのですか。例えば体に異変があったら、どうぞ訴えてくださいという話なのですか。それとも、町としては 300 メーター以内にはなるだけ家建てないでくださいと町民に訴えるのですか。

清水課長 まず、このガイドラインでは 300 メーター以上離れたところに建ててくださいということで、300 メーター以内に土地がある。200 メーターから 300 メーターの間、この土地の持ち主からは承諾を得てくださいということです、そこで承諾を得られなかったら建てるのを断念してくださいという話になりますので。

磯野副委員長　でも、それはガイドラインにうたっているだけで、先ほどの罰則もなければ、私建てますよといったときには、あとは個人的に訴訟してくださいという話になるのですか。

清水課長　そもそも論に戻ってしまいますけれども、ガイドラインですから、そういうことになります。

船本委員　これは、話ずっと聞いていても、前の委員会で話聞いていても、どうもあれなのだ。ということは、この課題とちょっと離れるかも分からぬのだけれども、羽幌町でも、今さっき買ってしまうのかいというあれなのだけれども、貸付けだって20年なら20年で貸付けするという話も前にしていたので、例えば現在町で貸しているところだってもうその業者がいなくなってしまうというようなところもありますよね。であれば、今回せっかくガイドラインでいくのだ、条例まだつくらないのだということは、本当にただお願いするだけなのだから、これは今風車なり太陽光も確認申請が必要ないのかなと思うのだけれども、やるときに現地確認というようなことまでできないのだろうか。後から、建ってから、いろんな法律が絡んでいるなら公聴会やりなさいと、何百メートル以内公聴会やりなさいだとかなんとかってあると思うのだけれども、今回のやつはないのであれば、例えばそういうようなガイドラインでやるかやらないかわからないけれども、それでは意味ないと言うかも分からぬけれども、せっかくガイドラインつくるのであれば、ある程度のところまで載せて、公聴会をやるだとか、それからうちのほうで先に現地を確認するだとか、途中で確認させてもらうだとか、それも言うこと聞かないなら聞かないでしょうがないのだ、ガイドラインだったら。そこら辺まである程度考えるあれはなかったのかなと思います。

それと、今後島あたりで出てこないか。島なら経費かかるから出ないのかも分からぬけれども、もし出てきた場合に、ガイドラインだからって聞かなければ聞かないでできるという、業者は全部勉強して、我々以上に覚えているから、業者の人たちは。島でわたわたいろんなことがあれば大変でないかなと思うのだ。これは私が心配するのではなくて、磯野さんが心配すればいいことなのだけれども、分からないと思うのだ。だから、初めに来たころ、町で貸したころというのはそんなにどんどんやっ

ていないときだったから。だけれども、いまだに町のやつは建っていないでしょう、建っているのかどうか分からぬけれども、それはいいけれども、業者が羽幌に事務所入りしましたといったって、一つもいた形跡もないような業者もいますから、そこら辺もう少し、ガイドラインなら、課長の話聞いていれば何ぼ厳しくやったって罰則規定も何もないのだから、どうもならないのだと言われればそれまでなのだけれども、もうちょっと何か方法なかったのかなと思うのです。後でごちゃごちゃ問題が起きる前に。それだけちょっと聞かせてください。

清水課長 先ほどからおっしゃっていることと同じようなことなのかなと思います。既にこの時点で、ガイドラインという時点で条例化にすべきだというような、そんな考えかなと思います。我々としてもなるべく早い時期に条例化できちっと、取りあえず今建ってしまっているものはもうしようがないと言えればそれまでなのですけれども、これからなるべく町民が困らないような方向で条例化で規制できるような方向で考えていきたいなというふうに思います。

それとあと、さっきの資料2のほうの3ページの下の5の事業者の責務、近隣住民等に説明して同意を得られなかったら見合わせるような、そういう規定も一応考えてはいるのですけれども、これも全てガイドラインだから意味ないだろうって言われればそれまでなのですけれども、一応考え方としてはそういうことで考えております。

阿部委員 条例をつくるまではガイドラインでということでしょうけれども、ガイドラインの中でどう監視していくかといった部分になるのかなとも思うのですけれども、例えば設置基準の中で騒音であったり低周波音の測定であったり、保守点検等の定期点検、3年以内ごとに事業者が点検するようなことをガイドラインではうたっていますけれども、その辺点検した結果というものは町のほうに出すようにするのかどうか、その辺現状どう考えていますか。

清水課長 このガイドライン上では、定期点検毎回出してもらうようなスタイルにはしておりません。

阿部委員 ガイドラインでやるってなれば、やはりガイドラインの中でしっかりと監視しなければならないので、そういったことも義務づけていかないといけないのかなとも思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

清水課長 そういった意見は貴重な意見だなと思いますが、これから条例化に向けてその辺参考にさせていただきたいなと思います。

阿部委員 ちょっとガイドラインやこういった部分から離れるのですけれども、町にとって入ってくる部分については、固定資産税とか、そういったことぐらいなのでしょうか、プラスになる部分というのは。

清水課長 固定資産税の償却資産税、それぐらいと、あと例えば業者のほうで現地の人に草刈り委託するとか、そういったことはあるのかなというふうに思います。

阿部委員 どうしてもこういった設置するとなればマイナス的なイメージといった部分になるのでしょうかけれども、たまたま自分の知り合いで、町外なのですけれども、風力発電に関わっている方がいて、それは大形の風力発電なのですけれども、その会社で20基持っていて、1基10万、自治体のほうに払っている。月の売上げの2%も地域貢献としてやっているといったことをしているみたいですし、設置しなくても設置に向けて通過するだけでもお金を払っているのだというようなことも言っていた。それはかなり大きい会社なのですけれども、今後本当にガイドラインや条例だけで罰則ができないってなった場合に、やっぱり何かの部分で、設置をストップさせるでもないですけれども、このぐらいしてもらわないとちょっとうちも考えますよぐらいな、お金下さいと言うことが正しいのかどうか分からないですけれども、そういったのも業者のほうとも交渉しながら、少しは町にとってプラスになることも考えていったほうがいいのかな、交渉次第だと思いますけれども、その辺何かそういったのを調査しながらやっていったほうがいいのかなとも思いますけれども、その辺改めてお願いします。

清水課長 それもまた貴重な意見として重く受けたいと思いますが、それ以外にも

条例化に向けていろいろアイデア等ございましたら、またよろしく願いしたいなど、このように思います。

工藤委員 今阿部委員言ったこと、大体僕が思うことも質問されましたけれども、問題は羽幌町の土地で、そして住んでいる人の土地であって、そこに他の業者が入ってきて建てるということになった場合に、後々の問題も考えないといけないですけれども、町にとって例えば道路が近いとか、今言っていたように家が近いとか、そしてただ建てるだけの土地を買ってもらって固定資産税が町に入ることだけでは町のためになる部分がとっても少ないと今話聞いて思うのですけれども、例えばガイドラインあってもそれを守っていない現状が今あるということになると、もっと厳しい条例をつくってやることでないと、できてしまってから困ったというのであれば町のためには絶対ならないと思うのです。こういうのは、国のほうでの規定というか、そういうものというものはあると思うのですけれども、ないのですか。例えば町としてきちっと条例をつくって、その町の方針に従って設置する、建ててもらおうという、そういうものは国ではきちっと決めていないのでしょうか。

清水課長 国ではそこまでの規定はないです。

工藤委員 それは、自治体の市町村にお任せしてあるということ。

佐々木係長 国のほうでは町の条例なりを遵守して造ってくださいというのはありまして、先ほども言いましたけれども、条例がない場合は国での強制はできないのですけれども、条例があれば市町村の条例を守ってくださいといった上で認可するという状況なのです。

工藤委員 そういうことであれば、本当に厳しい規定をつくらないと今後のこと考えるとまずいと思うので、検討したほうがいいと思いますけれども。

清水課長 先ほどから繰り返しになるかもしれないですけれども、早急に、今日のこの雰囲気も受けまして条例化に向けて頑張りたいなというふうに思います。

森 議長

ガイドライン作成後、平成30年4月に総務産業常任委員会をこのテーマで開催しておりまして、その時点では説明はなかったのですけれども、財政ということで出席をしておりましたので、今回議事録を確認してきたかどうか分かりませんが、そのときにもやはり今と同じ議論があって、この先守られない、何の権限もないので、心配だと、いろんな具体的な面も出して委員のほうから指摘あって、行政としては権限はないのだけれども、いろんな形の中でできるだけ遵守するようなことをという趣旨の発言が主にあったと思うのですけれども、条例制定後、21基、違反17基という段階で、もう一つだけ、ここには休憩をかなりしながらやっているんで、多分その間の会話だと思いますけれども、ガイドライン策定後21基建っているのだけれども、ガイドライン策定前に町が許可を出していた物件もそこに実はあったり、町有地で町が売ったものもあって、それはもう既にガイドライン策定するときには違反状態なのだけれども、事前に売ったから、これはもう契約結んだから、取り下げるといことは町側としても言えないのではないかという議論もあったと思います。

その辺でまず2つ確認したいのですけれども、1つは現在町有地、売った場合はもう今町有地でないのだけれども、違反状態の中で町有地として相手にかつて渡した。さっきちらっと言っていました会社もうないなんていうところに対して、町は何も責任ないということにもならないと思いますので、そういう意味での確認と、町有地が30建っている中のどのぐらいあって、その中の幾つが現状として違反状態になっているか。それともう一つ、制定後21基建って、17基ですけれども、制定前に許可を出したので、それに対しては拒否をしづらいのだということ先ほど言いましたけれども、では策定後申請なりあって、違反状態で最初からスタートしたものがあるのかどうか、まずその2点。ちょっと分かりづらい質問で申し訳ないですけれども、確認したいと思います。資料なければ、後でも。

清水課長

まず、前段のほうの町有地の部分でいきますと、実際売った町有地というのはなくて、貸付けが4筆あったのです。そこに4基建てるという予定だったのですけれども、実際建っているのは1基です。ちょっと休憩いいですか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:48~10:52)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

佐々木係長 旧ガイドライン上で町のほうに届け出を出してくださいということですが、策定後に建っている21基につきましては資料1—2の表なのですが、赤色で示されていて、そこで緑色で塗っている部分が町に届出があった箇所ということでございまして、ただこれは町に届出があっても、その届出のタイミングまではちょっと把握していませんので、ただ大抵は届出は建った後に必要だったのだということ出されるケースが多かったように思います。なので、ガイドライン、町が許可してから建てるということではなくて、経産省のほうで認可が下りて、北電との契約が整った段階で建ててしまうので、町の届出の前後というのは今は把握していないのですけれども、そういう状況です。

森 議長 条例化を求めて、実はこのときも議事録にはなくて、休憩中にかなりいろいろやった記憶があるのですけれども、なぜ条例できないのだと、そのときから。ガイドラインでは何の効力もないのだから、条例化すべきだというのがあって、休憩を求められたのか、あまり議事録に載っていませんけれども、そのときに明確な答えが担当者の当時の課長からはなかったのです。佐々木さんは係長なので一番担当して、その当時からずっとと思うのですけれども、これは議事録に残るのだけれども、町長が条例化ということをやったので検討しますと言ったけれども、そのときも実はその辺がガイドラインでいいと言っているか、条例化に対して非常に慎重だ、言葉選んで言えば。ということだった印象が非常にあります。事実そうだったのかなというふうに思っています。それで、当時が条例駄目で、今後条例でなければ駄目だという、変わっている理由というのは具体的にどういうことなのですか。

佐々木係長 まず、今回条例にというのは先ほど課長が答弁したとおりなのですが、当初の総務産業常任委員会後に条例も検討しなければならない

のかどうかというところも含めて、一応経産省のほうに問合せしたことがありまして、問合せの内容としては町のガイドラインの内容に反して不適切案件ということで建設された場合に国へ情報提供するというところで、どのような対応が取られますかと、対応が考えられますかということで問合せをしまして、その回答としては、ケースによっては様々なのですけれども、町の条例ですとかガイドライン等の種類に関係なく、その状況に応じて、文書による指導をはじめ、認定の取消しについても可能性はあるということで、確実に担保するものではないのですけれども、そういった回答も頂いていたものですから、その当時は近々に条例というところではなく、ガイドラインでもそれ相応の認定取消しまで持っていけるような可能性はあるのだということを確認できていたのです。ただ、先ほども答弁しましたけれども、経産省のほうで条例がない限りは認定の取消しとか、認定する段階で認定しないということとはできないということでしたので、あと町長もそういうような意向ですので、そういうふうに変更した、変わってきたということです。

森 議長 明確にわかりました。ただ、長いので、端的に言い換えると、当時つくったときはガイドラインでもある程度の縛りをつけてできる可能性があると思っていたので、あえて条例までつくらなくてもそれでやろうと思った。ところが、実際に違反建築出る中で、国のほうがどう変わったのか分かりませんが、やはりガイドラインではできませんよと、条例をつくらない限りできないということになったので、条例制定に向けて準備を始めるということで、そういうことで端的に言っていますよね。今言ったことをただ言い換えているだけですけれども。

佐々木係長 そういうことでいいです。

森 議長 いつ頃条例策定に取りかかって、いつ頃をめどにしているか分かりませんが、さっき稚内の例の説明もあったように、住民の要望なり、いろんな形のものを取り入れて、後で直すようなことは難しいということもありますので、できるだけ完璧に近いようなものを制定しなければならないと思いますけれども、この時間でも伝えておきたいのは、1つは明確に建設許可の取消しをできるということは当然です。それに対し

てさらに守らない会社があった場合には、やっぱり罰則規定なりなんなりということが附属してこないと実質上のあれはないなというのがあります。それと、当時も一番心配していたのは、先ほどちらっと実は町と契約結んだのだけれども、土地代を全然払わないのでというところがあって、その当時の議会のあれでも、幽霊みたいな、羽幌の何条何丁目に会社できていたけれども、そこにそんな会社ないですよというようなことを議員から指摘していたので、そういう一定の許可を出す場合、条例に対して許可出すわけですから、会社に対しての一定の基準がなければ、当時は株式会社でなくて何でもいいみたいなのところがあって、そこに盛り込んでいかないと、町側も建物だけが規定したものに当てはまっていればいいということでオーケーは出すべきではないと思うのです。将来破損したりなんなりしたときに対して行政が責任持ってやれるような体制にしないと、何年後になるかもしれませんが、実際壊れて修理したりなんなりしている例はもう既にたくさん出てきているわけだから、一定の許可を出すためには一定基準を設けて、社会的な評価、具体的にはちょっと言えませんが、ある会社でなければ許可を出さないとか、そういうものも併せてつけていかないと、単に距離だとかだけのことでやると、建った後の問題が出てきますので、そういうことを考慮していてもらいたいと思います。これは意見ですので、そこに対して今まだ取りかかっているわけではないわけですから、考え方というのは結構ですがけれども、そういうようなこと、ほかにもきついろんな方がいろんな考え方もあると思いますので、今日あれば会って話していただきたいですし、また改めて初めて条例ということが出てきましたので、制定前に議会のほうの意見も聞くというような機会を設けていただきたいなと思いますけれども、その辺についてだけちょっと答弁お願いしたいと思います。

清水課長 貴重な意見ありがとうございます。この場に限らず、これからいつでも結構ですので、そういった意見たくさん頂いた中で、よりよいものをつくっていただければなというふうに思います。

工藤委員 もう一つだけ、今話ずっと聞いていると、風車を建てるのにはまず国の経産省の許可が要る。そして、その後どこに建てるかは業者が設定するのでしょうけれども、町として例えば羽幌町としてまず羽幌町に許可申

請をしてもらおうということにして、その後に許可を町で下ろした後にその土地の所有者ときちっと契約するのだという、いきなり土地の所有者に業者がここに建てたいのだということにならないように、まず羽幌町の許可を出さないと駄目なのだという仕組みつくったほういいと思うのです。

清水課長　　そこまでそういう仕組みでやっていいのかどうなのかというのもまだ調査していない段階ですので、その辺を含めて検討していきたいなど。なるべくなら住民に不利益がないような形で考えていきたいなと思います。

工藤委員　　現状現在建っている風車のほとんど、国道の海側が全部違反というか、そういうのになるのですか。

佐々木係長　　資料1—1で黄色い帯状になっている範囲が海岸からの300メートルということですので、大半は違反状態にあるということです。

工藤委員　　業者任せにして、土地の所有者と契約してしまったら、こういう現状に現在なっているのですから、やはりそれは町としてこの部分は駄目ですということをしっかり捉えておいて、まず町の許可を得てから土地の所有者と業者が契約するという形でないと、土地持っている人がいいと言ってしまったら、まだ造ってしまいます。

清水課長　　町の許可という言い方がどうなのか、ちょっと分かりませんが、条例化するという事は経産省が認可するに当たって、その町の条例と合致するかどうかというのをチェックしなければならないというふうになると思います。そういった部分では、町の許可という言い方がいいのかどうなのか分かりませんが、基本的には条例を遵守して検討されるものだというふうに考えています。

工藤委員　　そういうことであれば、町のほうから建ててはいけないのだというところの所有者に、あらかじめそういう業者が来ても土地売らないでくださいということをおくことできないのですか。

清水課長 今この場ではっきり返事はできないですけれども、多分それはそれぞれの方にお願ひするというようなスタイルにしかならないのかなというふうに。

工藤委員 とても難しいのですね。でも、そういうことであれば、いつまでたっても建ててほしくないところにできていくのではないですか。僕はそう思いますけれども。

清水課長 私もそう思います。

工藤委員 いつまでたっても、言っているけれども、また建ってしまったということがずっと何年も続きますよ。

清水課長 条例化すれば、その辺は解消されるのかなというふうに思います。

工藤委員 条例化すればできるのですか。

清水課長 経産省のほうも、建てる町で条例があれば、その条例に沿った形で規制できるという言い方をしていますので、ガイドラインだと経産省のほうも願ひするしかない、そんなスタイル。

工藤委員 分かりました。それでは、条例つくってください。願ひします。

磯野副委員長 ちょっと確認です。今現在建っている32基、これは既に稼働して売電をしているのですか。売電する企業は北電ですか。

佐々木係長 この状況は、現地調査というか、現地を見て羽根までついている部分を確認して32基ということで、羽根が動いていないのも数えていますので、未稼働を含むということです。稼働しているかどうかまでは、数はちょっと把握していません。売電先につきましては北電です。

磯野副委員長 太陽光の話も出ているのですけれども、この地図からいうと今パネルできているのはどこの太陽光。

佐々木係長 太陽光につきましては、図面は今示していませんでした。これは小形風車だけの図面でしたので。

磯野副委員長 この図面でいうとどの辺。

佐々木係長 この図面外のところですか。資料1—2の右側のグレーの部分、株式会社Loopのところですか。上から2行目、3行目、4行目が該当地区になりまして、南町と緑町にまたがって今建っている状況です。

磯野副委員長 今ありましたけれども、やっぱり心配しているのは風力にしろ太陽光にしろ、いろんな会社ができるはいなくなる、消えてしまう。物だけ残るといって、例えば小平なんかだと回っていないで、結局老朽化して羽根だけは下ろした。誰が経費払ったか知らないのだけれども、その辺がかなり皆さん心配しているところなのです。だから、町としてもそういう最後の廃業したり、廃業ということは会社潰れてしまうのだらうと思うのですけれども、そういうときにちゃんと始末のできるような形を条例の中に盛り込んでほしいと思うのですけれども、その辺を。

佐々木係長 今既に建っている部分についてはちょっと定かではないのです。今経産省のほうで検討しているのは、廃棄費用の積立てのほうを事業者自ら廃棄に必要な資金をためるのか、それだと信用がならないのでということで、第三者による審査等を経て外部積立てをすとか、そういうことの制度化について今検討中ということですので、その辺が制度化されたら条例等にその辺盛り込んでいければなというふうには今の段階では考えています。

船本委員 最後に1点だけ、さっきから委員の意見で条例をつくるべきだという意見が出ていますが、ガイドラインはお願いするだけだと、何の効力もないと。条例になった場合こういうところまでできるというもの、分かる範囲で結構ですので、教えてもらえれば。

佐々木係長 稚内の条例のほうで見ていたのですけれども、違反があった場合は会社

名の公表ですとか、罰則といますか、そういった対処をしているということなので、先に条例化している町村があると思いますので、そういった例を見て、どのようなことができるのかというところも含めて検討できればと考えています。

船本委員 条例つくった場合これだけの権限が持てるのだというようなもの、ガイドラインは分かっているけれども、両方きちっと、町長は議会でガイドラインって言ったからガイドライン今回つくったのだというお話だったのだけれども、町長も分かっているかも分からぬけれども、条例の場合はこうだ、ガイドラインの場合はこうだから、条例をつくったほうがいいと、委員会でも多くの委員が条例をつくるべきだという意見だということも説明しなければならぬので、まず町長にそれを説明して、理解をしてもらわなければならないと思います。それには、まず担当課のほうで条例とガイドライン、ガイドラインは分かっているけれども、条例についての中身をきちっと把握して、我々にも教えてほしいし、そこら辺きちっとしてほしいなと思います。

清水課長 今分かっていることは、先ほど来から答弁しているとおりです。これからその辺のことも含めて勉強しながらいきたいなと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、私から2点ほど。まず、太陽光の関係で緑町と南町、僕現場見てきたのですけれども、あのとき設置、結構な規模なのですけれども、あのとき事前に住民への説明等がまずあったのかどうか。そして、町内だと思えるのですけれども、そういう説明というのは風力の場合はしなさいってガイドラインで出ているのですけれども、太陽光の場合はそのときはなかったと思うのだけれども、そういう部分は説明はされていなかった。

清水課長 まず、太陽光発電というのは、うちはガイドラインも何もなくて、そして経産省に直接業者のほうから認可の申請して認可を受けるというようなスタイルです。それで、今回といますか、12月のときに具体的に業者のほうに電話で確認したのですけれども、住民説明のほうは平成30年の夏ごろに周辺の自治会長の方1人に説明をしたということで、その

後去年、令和元年の9月に周辺の地域の方にチラシを配って、面会できた人には説明してきたというようなことで、その後は一応説明の予定はないということで確認しております。

逢坂委員長 そしたら、特段説明はされていないという。

清水課長 人それぞれの主観かもしれないですけども。

逢坂委員長 それから、もう一点、説明資料の中で5番の町内の小形風車37基、太陽光1と設置されております。この後認定事業者を含めて96件、小形風車、それから太陽光11件、これは今からいうと町が4月1日に制定するガイドラインにまずは間に合うのか、まだできていないと思うので、まずは96件と11件、一応ガイドラインに当てはめ、言葉は悪いかもしれないですけども、該当するかどうか。まだこれ建てていないと思うので、接触してないと思うんですけども、そういう部分は把握はしているのですか。

佐々木係長 認定されている件数、小形風車で96件ですけども、そのうちもう既に建っているものがありますので、今建設の確認されていない59基につきましては間に合うのかなとは思っていますけれども、ただ11月末現在なので、それ以降建ってしまった部分があれば、それはできないのかなとは思います。

逢坂委員長 でも、11月末、真冬ですから、できないと思うので、これから50基以上、あるいは太陽光も様々これから設置しようとしておりますので、平米数もすごい平米数、大きなものもあちこちで考えられているので、今あるガイドラインで規制できるものは僕は規制すべきだと思うし、できない部分は先ほど来から課長答弁で条例を早急につくらないと、検討するでは私はあれかなということで、これだけのものが今これから建とうとしている現状を見ると、いち早くガイドラインを含めて、ガイドラインは4月1日から施行されるわけですけども、条例の策定等も速やかに私はすべきだと思うので、ぜひそういう部分を含めて、やはり厳しくやっていかないと環境とかいろんな部分でいろんなトラブルも発生して

いくのかなというふうに思いますので、私はそれをお願いすると。
それから、今回実は太陽光の現場見てきたのですけれども、住宅にほぼ隣接している形で、国の指針を見ても何メートル離せとかというのは全く、僕ガイドライン見たのだけれども、載っていないのだけれども、あれだけの近くにあれだけのパネルを造るとなると、付近の住民はいろんな部分で不安というか、持つので、ぜひ早めに再生可能エネルギーの発電設備についての条例を早急につくって、いろんな場合によっても対処できるようにしていただきたいというふうにお願いします。答弁はいいです。

船本委員 太陽光の確認申請というのは要らないのか。風車は、確認申請は取っていない、要らないのだろうと。建築基準法に基づく確認申請というのは要らないのかなと思う。

清水課長 ちょっと調査していないのですけれども、はっきり返事は、確認申請必要、必要ではないという返事はできないのですけれども、恐らく工作物ですので、要らないのかなというふうに思います。

船本委員 私も分からないのだけれども、例えば町で企業何とか条例の中に、条例にまだのっていないけれども、補助金出すことになっているでしょう。そうなれば、やっぱり確認申請か何かかにかのあれを取ったものでなかったら、そして毎年税金をかけていくような形にしなかったら、ただうちは補助金を出しただけで何のメリットもないのだったら、そういう形にはならないと思うので、確認申請ってちゃんと出して、もし要るのであれば、担当課だけでなく、地域振興課のほうと両方、建設課のほうと連絡密にしてやっていけばある程度のもも解消できるかなと。条例は当然つくらなければならないのだけれどもとってちょっとお聞きしたのですけれども、分からなかったらいい。

磯野副委員長 太陽光のここに出ているL o o o Pという会社なのですけれども、これは多分電気の購入業者だと思うのですけれども、北電に売るのではなくて、自分のところで電気を売るということ、その辺例えば羽幌町なんか事業計画とか事業内容みたいのはあるのですか、届いているのですか。

羽幌の中で電気卸しますよだとか、そういうことです、北海道内。

清水課長　　うちの課ではもらってはいないです。中身ちょっと分からないのですがけれども、商工観光課のほうで企業振興促進補助金を出すという部分ではある程度の内容はそういう場合徴取しているのかなと思うのですがけれども、その先までの内容を求めているのかどうかはちょっと承知しておりません。

工藤委員　　今ちょっと気になったのだけれども、補助金を出すということについて、例えば一般の羽幌で企業とかで商売やっているところでしたら利益の中から多少でも税金を納めることになるのですがけれども、この事業に関しては税収もないのに補助金を出すということについて何か違和感ありますね、僕は。その辺はどういうふうな。

逢坂委員長　　休憩します。

(休憩 11:21～11:22)

逢坂委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

工藤委員　　先ほど質問した税収が入るとか、あるいは補助金のことについては、質問を取り消します。

逢坂委員長　　ほかにあれば質問受けます。ないですか。(なし。の声) それでは、なければ、今日の委員会をこれで終了させていただきます。大変ご苦労さまでございました。